

件名	教育職員の特殊勤務手当に関する条例及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例
主管課	義務教育課、子育て支援課
根拠法令等	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成19年12月25日公布、同月26日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正により条の移動が行われたため、これを引用する条例について、所要の規定整備を行う。</p> <p>1 教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 条ずれ「第73条の21」「第140条」（障害に応じた特別の教育課程）</p> <p>2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正 条ずれ「第76条」「第38条」（幼稚園教育要領）</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される学校種の規定順が改められ、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）についても同様に条の移動が行われた。</p> <p>（改正前） 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、<u>特別支援学校</u>、<u>幼稚園</u></p> <p>（改正後） <u>幼稚園</u>、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校</u>、大学、高等専門学校</p>	